

## 現場代理人の常駐規定の緩和のお知らせ

公益財団法人埼玉県下水道公社が発注する修繕、工事、委託（以下「修繕等」という。）の現場代理人の常駐規定の緩和について、お知らせします。

### 1 内容

#### ○ 兼務ができる修繕等の対象

埼玉県下水道公社以外の国、地方公共団体又は日本下水道事業団発注修繕等との兼務も可。

（ただし、発注者の承諾が得られている場合に限る。）

#### ○ 兼務ができる修繕等の現場間の距離

- ・「常駐を要しない期間」における兼務については、現場間の距離は問わない。
- ・常駐を要する期間における「常駐を緩和する修繕等」同士の兼務については、「公益財団法人埼玉県下水道公社修繕等における技術者の専任に係る取扱い要領」で定める兼務を行うことができる修繕・工事現場の相互の間隔

### 2 適用日等

令和6年2月1日以降に公告又は指名通知を行うものから適用します。

なお、契約中の修繕等については、受発注者間で協議の上、発注者が認めた場合は、適用できるものとします。